

岡崎市中小企業事業資金融資制度要綱

制定 平成12年4月1日

(最終改正 令和7年4月1日)

(趣旨)

第1条 この要綱は、岡崎市中小企業事業資金融資あっせん規則（昭和35年岡崎市規則第9号。以下「規則」という。）第13条の規定により、必要な事項を定めるものとする。

(取扱金融機関)

第2条 規則第2条第3項に規定する取扱金融機関は、別表第1に定めるとおりとする。

(預託契約)

第3条 取扱金融機関は、規則第3条に規定する資金を市の預金として受け入れ、市に預金証書等を交付しなければならない。

2 規則第3条に規定する預託は、前条に規定する取扱金融機関の母店と契約を締結するものとし、期間は1年以内とし、金融機関と協議により定めるものとする。

3 第1項に規定する預金証書等は、前項の規定により契約を締結した当該取扱金融機関の母店が発行するものとする。

(融資目標)

第4条 取扱金融機関は、規則第3条の規定により預託された資金に2.2を乗じて得た額以上を目標として融資を行うものとする。

(融資利率)

第5条 規則第4条第1号から第3号までに規定する資金の融資あっせんの条件に係る融資利率は、愛知県の小規模企業等振興資金通常資金の融資利率から0.2%（ただし、資金使途が設備資金のみの場合については0.3%）を減じたものとする。

(市税等)

第6条 規則第5条第3号に規定する市税等は、申込者の納税義務に係るもので、岡崎市市税条例（昭和25年岡崎市条例第24号）第2条に規定する市税並びにその延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費をいう。

(申込受付機関)

第7条 規則第8条の規定による中小企業事業資金融資あっせんの申込みの受付機関は、取扱金融機関とする。

(申込書類)

第8条 申込みには、次の書類を要する。

(1) 融資あっせん申込書。

(2) 別表第2に定める必要書類。ただし、市長が特に認めるとき又は以前に提出済の書類は、省略することができる。

(審査決定等)

第9条 市は、規則第8条に規定する申込みがあった場合は、申込みの内容について実態を審査し、適当と認めるものについては、規則第9条の規定による融資あっせんの決定を行うとともに、関係書類に確認送付状を添付して、愛知県信用保証協会（以下「協会」という。）へ送付するものとする。

2 協会は、前項の送付を受けたときは、直ちに保証承諾の可否を審査のうえ、保証を可

とするものについては取扱金融機関に信用保証書を発行すると同時に、市に通知しなければならない。

- 3 協会は、保証承諾の可否について必要に応じ市及び取扱金融機関と協議するものとする。この場合において保証条件は、協会の定めるところによるものとする。

(融資業務)

第10条 規則第10条の規定により実行される中小企業事業資金の融資に係る具体的業務は、取扱金融機関において行うものとし、その責任はすべて当該取扱金融機関に帰属するものとする。

(運営の協力)

第11条 この制度の略称を「マル岡」とし、取扱金融機関はこの制度による融資については、帳簿、書類等を他と明確に区分して処理しなければならない。

(遵守事項)

第12条 取扱金融機関は、この制度による融資金により金融機関固有の既融資金と肩代わりさせ又は融資金の利用を不当に拘束し、並びに歩積両建預金等を要求してはならない。

(融資の取消し)

第13条 市は、この制度の利用者について関係書類の不実記載、資金使途の虚偽流用等この要綱に違反する部分があると認めたときは、取扱金融機関と協議して融資を取消することができる。

(期中支援)

第14条 取扱金融機関は、協会から規則第4条第3号の資金の保証決定を受け、次のいずれかの要件を備える場合においては、半年に一度、協会に対して所定の業況報告書を提出するものとする。なお、取扱金融機関が業況報告書を提出しなかった場合においては、当該案件に係る代位弁済請求を行う時にその理由を記載した書面を提出するものとする。

(1) 中小企業信用保険法第2条第5項第4号（新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。）に規定する特定中小企業者に対する資金であるとき。ただし、令和4年9月30日以前に申込みしたものはこの限りでない。なお、半期末時点における中小企業者の直前の決算が償却前経常利益黒字かつ資産超過である場合、当該中小企業者に係る報告内容の記載を省略することができる。

(2) 中小企業信用保険法第2条第5項第5号に規定する特定中小企業者に対する資金であるとき。ただし、資金に対する保証金額が1,250万円を超えないとき、保証期間が1年を超えないとき、又は平成30年4月1日以降に申込みしたものはこの限りでない。

(その他)

第15条 この要綱に規定するもののほか、この制度の運用について必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年9月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年 1 月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年 3 月 4 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年11月 8 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年 1 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成19年 8 月13日から施行する。

2 改正後の岡崎市中小企業事業資金融資制度要綱の規定は平成19年 8 月13日以降に融資あつせんの申込みを受付けた中小企業事業資金について適用し、同日前に融資あつせんの申込みを受付けた中小企業事業資金については、なお従前の例による。

附 則

1 この要綱は、平成19年10月 1 日から施行する。

2 改正後の岡崎市中小企業事業資金融資制度要綱の規定は平成19年10月 1 日以降に協会に送付した中小企業事業資金について適用し、同日前に協会に保証を依頼した中小企業事業資金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成20年 5 月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成23年 6 月 1 日から施行する。

2 改正後の岡崎市中小企業事業資金制度要綱の規定は、施行の日以後に融資あつせんを行う中小企業事業資金について適用し、同日前に融資あつせんを行った中小企業事業資金については、なお従前の例による。

附 則

1 この要綱は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

2 改正後の岡崎市中小企業事業資金制度要綱の規定は、施行の日以後に融資あつせんを行う中小企業事業資金について適用し、同日前に融資あつせんを行った中小企業事業資金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成24年 9 月18日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の岡崎市中小企業事業資金制度要綱の規定は、施行の日以後に融資あっせんを行う中小企業事業資金について適用し、同日前に融資あっせんを行った中小企業事業資金については、なお従前の例による。

3 第5条の規定にかかわらず、平成28年3月31日までの規則第4条第1号から第3号までに規定する資金の融資あっせんの条件に係る融資利率は、愛知県の小規模企業等振興資金通常資金の融資利率から0.3%（ただし、資金使途が設備資金のみの場合については0.4%）を減じたものとする。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年10月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年11月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年12月5日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の岡崎市中小企業事業資金制度要綱の規定は、施行の日以後に協会が保証承諾を行う中小企業事業資金について適用し、同日前に保証承諾を行った中小企業事業資金については、なお従前の例による。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の岡崎市中小企業事業資金制度要綱の規定は、施行の日以後に協会が保証承諾を行う中小企業事業資金について適用し、同日前に保証承諾を行った中小企業事業資金については、なお従前の例による。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年5月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年1月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表第 1

金融機関名	金融機関名
三菱UFJ銀行	岡崎信用金庫
大垣共立銀行	豊川信用金庫
十六銀行	豊田信用金庫
百五銀行	碧海信用金庫
あいち銀行	西尾信用金庫
名古屋銀行	蒲郡信用金庫
三十三銀行	

別表第2

関 係 書 類		備 考
共通書類	信用保証委託申込書	協会所定
	納税証明書	
	国税・県税納税証明書	納付書又は納付のわかる通帳の写しでも可
	営業許可証の写し	営業許可を必要とする事業を営む者
設備資金	見積書又は契約書の写し	
	立・平面図	新・増築又は改装の場合
	店舗改装承諾書	貸店舗の改装の場合
個人	確定申告書の写し	
	決算書又は収支内訳書の写し	
法人	商業登記簿謄本の写し	
	決算報告書の写し	
	定款の写し	
	試算表	決算から6箇月以上経過している場合
非風俗営業	宣誓書	酒場・ビアホール・スナック経営の場合
不動産業	宣誓書	協会所定
災害対応資金	被災証明又はり災証明	市長又は消防署長が発行するもの
経営改善資金	経営改善計画報告書	
その他	必要と認める書類	